

東かがわ市規則第9号

東かがわ市出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市出納員規則の一部を改正する規則

東かがわ市出納員規則（平成17年東かがわ市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
設置する課等	分任出納員	委任する事務		設置する課等	分任出納員	委任する事務	
略				略			
教育委員会事務局	略			教育委員会事務局	略		
	保育教育課	保育教育課の職員	1・2 略		保育教育課	保育教育課の職員	1・2 略
		(<u>収納事務に従事しない者を除く。</u>)	3 乳児等通園支援事業利用料			(<u>収納事務に従事しない者を除く。</u>)	3 略
	認定こども園職員	1・2 略	認定こども園職員		1・2 略		
(<u>収納事務に従事しない者を除く。</u>)		3 乳児等通園支援事業利用料		(<u>収納事務に従事しない者を除く。</u>)	3 略		
	4 略		4 略				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。